○農林水産省告示第二千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市田津原町上谷二五・二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西尾市吉良町駮馬内ノ山二四の二〇三、二四の三〇三から二四の三〇五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県長岡市山古志種苧原字城山六四五の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、六四五の四（次の図に示す部分に限る。）、字小畑沢三四二三の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡坂祝町深萱字梅替一五五の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町梶田字大岳五五九の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字門松一四二八の三、字平山一七〇三の二、一七〇四の四、一七〇四の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県犬山市大字今井字成沢九一の一二・字八曽一の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字**斧**研一の六

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県犬山市字**斧**研一の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県犬山市大字今井字成沢九一の一二・字八曽一の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字**斧**研一の六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県犬山市大字今井字成沢九一の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字**斧**研一の六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び犬山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市上品野町一六一九の一・一六二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二〇、岩屋町一一九・一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇、犬山市大字善師野字六郎洞五五の一（次の図に示す部分に限る。）、五五の四、字上田口六六、大字塔野地字田口洞三九の一（次の図に示す部分に限る。）、三九の一一八、字大畔一七八の一・一七八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八の三、一七八の三二、大字前原字橋爪山一の一、一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

富山県角間姿谷地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（角間上野地すべり防止区域（平成十年三月十六日農林水産省告示第三百七十三号）標柱三号）から標柱十三号（角間上野地すべり防止区域標柱八号）までを順次結んだ線及び標柱十三号から角間上野地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

富山県氷見市角間

字上野　九六番一　標柱一号　一九二番　標柱二号

一八八番　標柱三号

九五番四　標柱四号

九五番五　標柱五号

一八九番　標柱六号

標柱七号

標柱八号

一九一番　標柱九号

標柱十号

一六一番　標柱十一号

三四番　標柱十二号

字千仏　標柱十三号

字上野　九六番一